

岡崎市全国ろうあ者体育大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 全国ろうあ者体育大会補助金(以下「補助金」という。)は、ろうあ者の自立と社会参加を促進し、またろうあ者に対する理解を深めるために、一般財団法人全日本ろうあ連盟が主催する全国ろうあ者体育大会派遣に必要な経費に対し予算の範囲内において一般社団法人愛知県聴覚障害者協会に交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2条 第1条に規定する事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について補助金を交付する。

2 補助基準額、補助対象経費、補助交付額の算定方法及び補助率は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第3条 規則第5条の規定による市費補助金等交付申請書(様式第1号)及び添付書類(様式第2及び3号)を提出するものとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、別に定める日までとする。

(申請の取下げ)

第4条 申請の取下げ期日は、交付決定通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(変更申請の手続)

第5条 補助事業者は、補助金の交付の決定後の事情の変更により、補助事業の交付申請内容を変更しようとする場合は、市費補助金等変更交付申請書(様式第5号)に関係書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、市費補助金等(変更)交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の(変更)決定(様式第4号)をするものとする。

この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある時は、条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は、廃止しようとする場合には、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第10条に定める実績報告は、市費補助金等実績報告書(様式第6号)及び添付書類(様式第7号)のとおりとし、1部を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して30日を経過した日又は翌年の4月10日のいずれか

早い期日までに市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の請求をすることができる。ただし、補助金の目的及び内容により必要があると認められる場合は、概算払によることができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を支払うものとする。

3 第1項の規定により補助金の概算払による交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(検査等)

第10条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関し、必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(補助金調書の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業終了5年間保管しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(終期)

第13条 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成17年9月1日から施行し、平成17年7月6日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

事業の内容	補助対象経費	補助基準額	補助交付額・補助率
全国ろうあ者 体育大会に参加 する愛知県選手 団のうち岡崎市 民である選手の 派遣事業	旅費及び宿泊費 (ただし、30名 を限度とする。)	次により算出した額 の合計額(参加人数 は30名を限度とす る) 1 旅費 (1)運賃 岡崎～開催地の運賃 ×参加人数×2 (2)特急料金 岡崎～開催地の料金 (指定席料金含む) ×参加人数×2 2 宿泊費 愛知県の1人当たり 補助基準額×参加人 数×3	補助基準額と補助対 象経費の支出額とを 比較して少ない方の 額の4分の1(ただ し、1,000円未満は切 り捨てる)とする。な お、宿泊費の補助基 準額算出については 愛知県の補助基準額 と同額とする。